

三重県立四日市高等学校における学習端末等の販売に係る協定書（案）

三重県立四日市高等学校に入学する生徒等が購入する学習端末等（以下「学習端末」という。）の販売に関し、三重県立四日市高等学校（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）の間に下記条項により協定を締結する。

第1条 乙は、この協定書に定める各条項のほか、別紙「三重県立四日市高等学校における学習端末調達等業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」に従い、協定書記載の内容を誠意をもって履行しなければならない。業務仕様書及び協定書記載の内容の履行については、甲は乙に対して、指導・監督するものとする。

第2条 学習端末の台数及び単価（税込）については、下表のとおりとする。

購入者	物品項目	予定台数 (R7年度度想定)	単価（円）
令和7年度 から令和9 年度入学生	学習端末本体（iPad）	320	
	3年保証		
	MDM		
	ECサイト経費		
	販売手数料等		
	消費税		
合計（1人あたりの協定単価）			

※協定単価について、本協定の有効期間内は原則変更しないこととするが、令和8年度及び令和9年度入学生の学習端末の販売において、資材等の高騰によりやむを得ないと認められる場合は、甲・乙が協議を行い変更するものとする。

2 前項の台数については、次の場合により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合においても、減った台数を甲が補償して購入するものではない。

- (1) 各年度の入学者等の増減があった場合
- (2) 本協定で定める学習端末を購入せず、本校が認めた他の端末を学習端末として使用する入学者がいる場合
- (3) 貸出用端末の貸与を希望する入学者が出た場合

3 第1項の学習端末については、下記の日付までに各県立高校に納入すること。

- ・令和7年度入学生 令和7年5月末日
- ・令和8年度入学生 令和8年5月末日
- ・令和9年度入学生 令和9年5月末日

第3条 乙が生徒（保護者）（以下「購入者」という。）へ販売する価格は協定単価とし、購入者が乙へ支払う。

2 乙は上記協定単価の支払いの確認が取れない場合は、確認が取れるまで納入をしないことができる。

3 購入者は、原則として、各年3月末日までに乙へ支払いを行うこととする。

ただし、3月末日までに支払が行えなかった生徒・保護者は、4月14日までに支払が行えるものとする。

第4条 乙は天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に学習端末の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合、甲がやむを得ないと認めるときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに協定を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 納入期限までに学習端末の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この協定に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めるとき。
- (3) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (4) この協定に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

第6条 乙の責に帰すべき理由により協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第8条 機種の変更や販売金額に増減が生じる場合は、甲乙協議のうえ決定する。

第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。
- 3 協定書に定めのない事項は三重県会計規則による。

第10条 本協定の有効期間は、締結日より3年間とする。

なお、本協定の有効期間内に調達した学習端末の保証及び甲に対するサポート・保守については、仕様書に記載した期間の保証及びサポート・保守を継続するものとする。

この協定を証するため協定書2通を作成し、甲・乙各1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲住所 三重県四日市市富田四丁目1番43号
氏名 三重県立四日市高等学校
校長 諸岡 伸

乙住所
会社名
代表者名